

3川こ保1第323号  
令和3年6月18日

各民間保育所等設置者・施設長様

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長  
川崎市こども未来局子育て推進部保育対策課長

台風等による風水害への対応について（依頼）

日頃から、本市の保育行政に御協力をいただきありがとうございます。

標記の件につきまして、本市公立保育所の対応方針が、国の避難情報等の改定に伴い、一部改正となりましたので、通知いたします。

この対応方針につきましては、台風等により市内に風水害の発生が予想される場合に、児童・保護者・職員の生命と身体の安全を守ることを目的として、台風等による風水害への対応を明確化し、計画運休の状況や避難情報等の内容に応じて適正な対応を図るために策定したものです。

つきましては、民間保育所におかれましても、公立保育所の取扱いに準じて、風水害への対応を検討していただくとともに、その内容を、平常時から保護者に周知して理解を得てくださいますようお願いいたします。

なお、風水害への対応として臨時休園を行う場合の保育料につきましては、日割り計算の対象外となります。

1 送付資料

- (1) 公立保育所における台風等による風水害への対応方針（3川こ運第242号（令和3年6月8日付け）一部改正）
- (2) 新旧対照表
- (3) 報道発表資料（令和3年5月20日）【参考】
- (4) ポスター（案）
- (5) 保護者あて通知文（例文）
- (6) 保護者あて通知文（公立）【参考】

【台風等における風水害への対応方針に関すること】

（保育第1課庶務・指導担当） 電話 044-200-2662  
メール [45hoiku@city.kawasaki.jp](mailto:45hoiku@city.kawasaki.jp)

【保育料に関すること】

（保育対策課保育料・利用調整担当） 電話 044-200-3727  
メール [45taisak@city.kawasaki.jp](mailto:45taisak@city.kawasaki.jp)